



平成23年4月18日

## 中国人民幣建て貿易決済業務の取扱開始について

このたびの東日本大震災により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

筑波銀行（頭取：木村 興三、本店：茨城県土浦市）は、地元企業の中国ビジネス支援と人民元の国際化に対応するため中国人民幣建て貿易決済業務を開始いたします。なお、本業務は茨城県に本店を置く金融機関では当行が最初となるものです。

2010年6月の中国政府の規制緩和により、人民幣建て貿易決済の対象国が日本を含む全ての世界・地域に拡大し、今後人民幣建て取引のニーズが高まるものと予想されます。

当行は、今後とも地元企業の海外ビジネスをサポートし、地域のお客さまのご要望にお応えしてまいります。

### 記

#### 1. 取扱開始日

平成23年4月20日（水）

#### 2. ご利用いただけるお客様

中国企業と貿易取引がある法人、個人事業主のお客さま（個人のお客さまは対象外です）

#### 3. 取扱業務

##### （1）取引内容

中国企業との商取引に基づく貿易取引に限定いたします。

（※生活費等の郷里送金、出資金、貸付金、資産運用等はお取り扱いできません）

##### （2）取扱業務

① 中国企業への人民幣建て外国送金

② 中国企業からの人民幣建て送金の受取り

#### 4. 取扱店

全営業店（本部への取次ぎとなります）

#### 5. ご利用に際しての注意点

（1）人民幣建て取引は試行段階であり、中国当局および現地金融機関による諸規制や確認等の制約があります。

（2）お取引の相手となる中国企業が中国当局の許可を得ていることが必要となります。人民幣建て取引を行う際は、中国企業が人民幣建て決済が可能であるか等について十分ご確認いただきますようお願いいたします。

（3）お取引をご検討されるお客さまは、事前にお取引店または証券国際部までご相談いただきますようお願いいたします。

以上